



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京 都 労 働 局 発 表
令和7年11月28日

担 当	京都労働局 労働基準部 監督課		
	監 督 課 長	多賀谷 千 尋	
	主任地方労働基準監察監督官	山 中 広 嗣	
	電 話	075 (241) 3214	

報道関係者 各位

京都労働局が外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導等の状況を公表します

京都労働局（局長 角南 巖）は、このたび、管下労働基準監督署が、令和6年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1、2参照）

令和6年の監督指導の概要

【技能実習生関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 186 事業場 のうち 136 事業場 (73.1%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (24.2%) ②健康診断結果についての医師等からの意見聴取 (17.7%)、③労働時間、年次有給休暇 (いずれも 16.7%) の順に多かった。

【特定技能外国人関係】（初公表）

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 117 事業場 のうち 93 事業場 (79.5%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (26.5%)、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取 (21.4%)、③割増賃金の支払 (18.8%) の順に多かった。

京都労働局は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

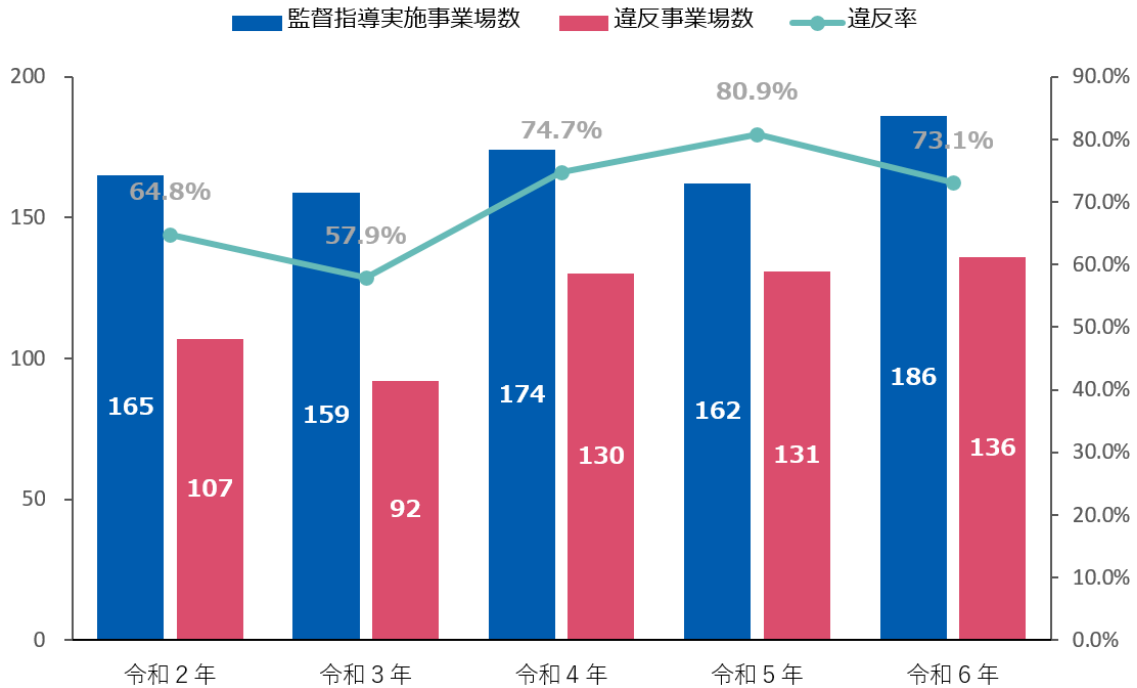
（別紙1）技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和6年）

（別紙2）特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和6年）

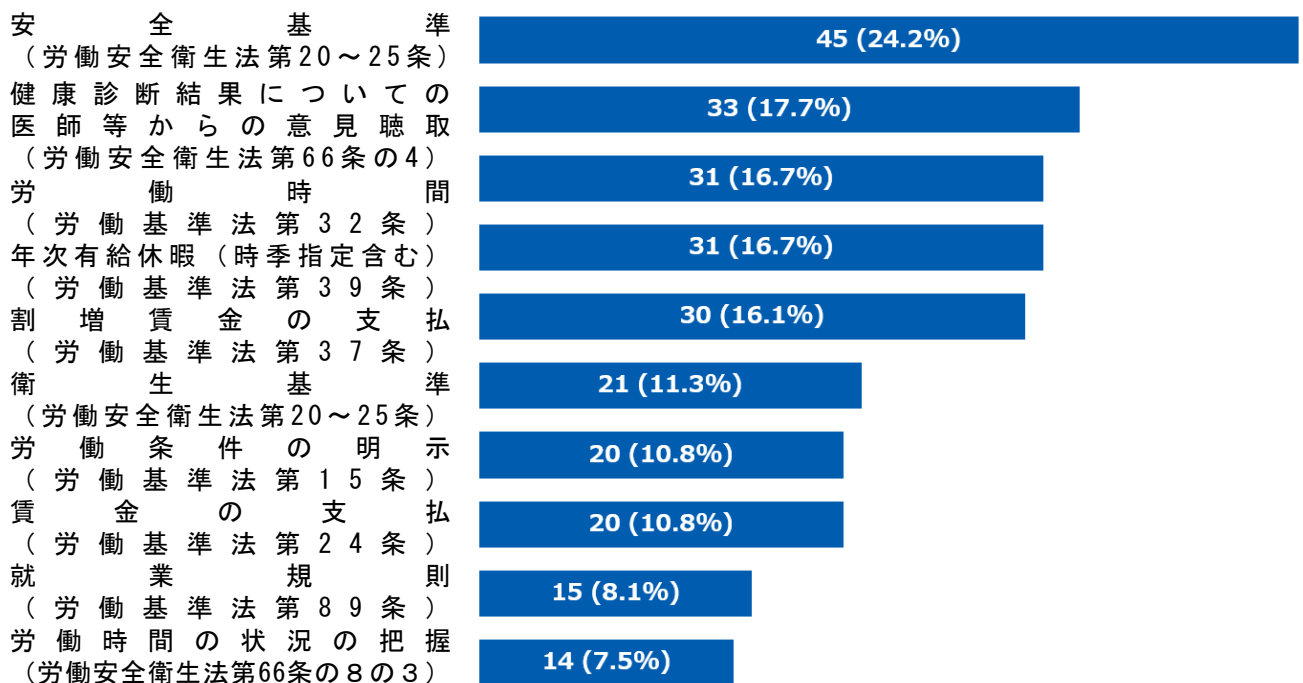
技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況

1 京都労働局の監督指導の状況

- (1) 令和6年に京都労働局の管下労働基準監督署において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**186事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**73.1%**に当たる**136事業場**で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.2%）②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（17.7%）、③労働時間、年次有給休暇（16.7%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
建設	36	29 (80.6%)	健康診断結果についての医師等からの意見聴取 10 (27.8%)	労働条件の明示/賃金の支払/ 割増賃金 各 9 (25%)	
食料品製造	21	17 (81%)	安全基準 7 (33.3%)	労働時間 6 (28.6%)	年次有給休暇 5 (23.8%)
機械・金属 製造	50	35 (70%)	衛生基準 16 (32%)	安全基準 14 (28%)	健康診断結果についての医師等からの意見聴取 9 (18%)
農・畜産	2	2 (100%)	安全基準 2 (100%)		
繊維・衣服 製造	4	3 (75%)	労働時間/年次有給休暇/就業規則/賃金台帳/ 健康診断結果についての医師等からの意見聴取 各 1 (25%)		
＜参考＞ 全業種	186	136 (73.1%)	安全基準 45 (24.2%)	健康診断結果についての医師等からの意見聴取 33 (17.7%)	労働時間/ 年次有給休暇 31 (16.7%)

＜注 1＞「主な業種」は、令和 6 年末における在留資格「技能実習」に係る在留者が多い 5 職種（建設関係職種、食料品製造関係職種、機械・金属関係職種、農業関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注 2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

食料品製造・・・食料品製造業

機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

農・畜産・・・農業、畜産業

繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

＜注 3＞違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注 4＞違反事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

事例

機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

労基署の指導

- 印刷業の工場内で、技能実習生が機械の清掃中に手指を負傷する労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- ロール機の清掃作業中、機械の運転を停止しないままロールに付着した異物を除去しようとした際に手指を負傷し、災害が発生したため、是正勧告を行った。
- また、同種災害の再発防止のため、外国人労働者に対しては、母国語による標識を設置し、注意喚起を行うなど、理解しやすい形で安全情報を提供するように指導した。

会社の対応

- 外国人労働者が正確に内容を理解できるよう、危険箇所には母国語による注意喚起ステッカーを貼付した。
- 今後、母国語の字幕を付した作業マニュアル動画を作成し、安全教育に活用することとした。

3 京都労働局管下労働基準監督署と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、外国人技能実習機構等との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している（※1）。

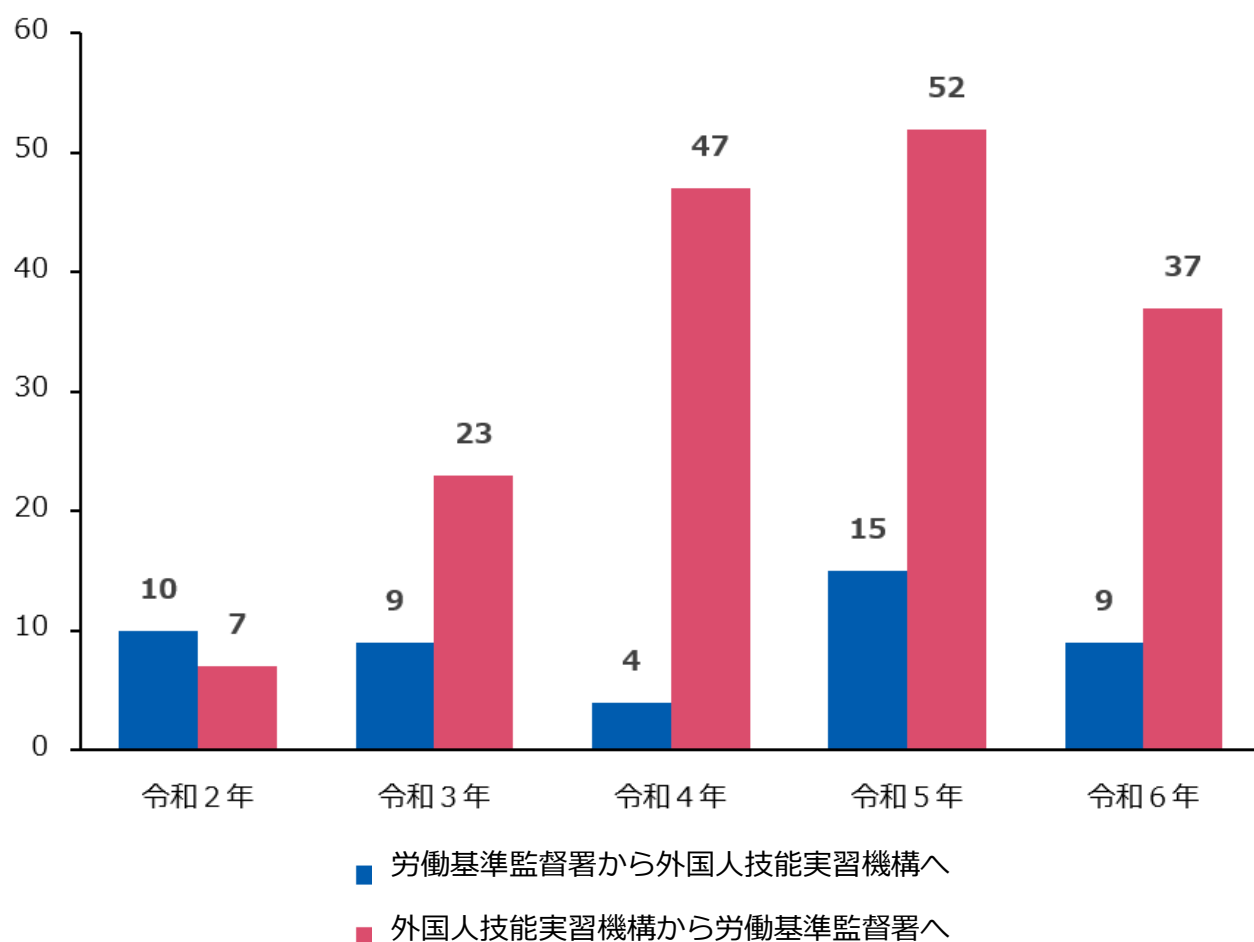
※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により、令和4年以降、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

- (2) 令和6年に労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は9件、外国人技能実習機構から労働基準監督署へ通報（※3）された件数は37件である。

※2 労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督署において技能実習生を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から労働基準監督署へ通報する事案
外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

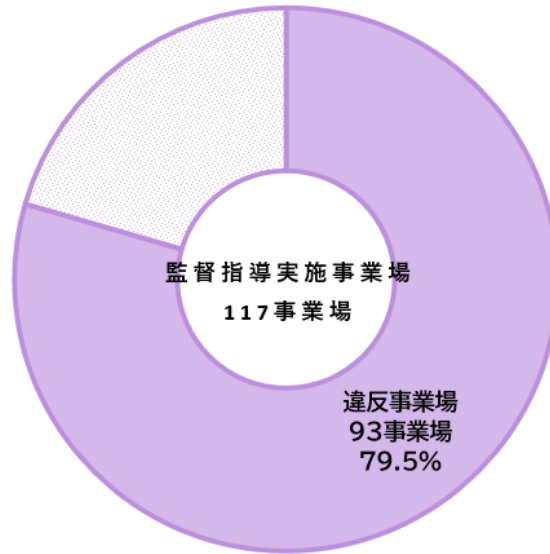
通報件数



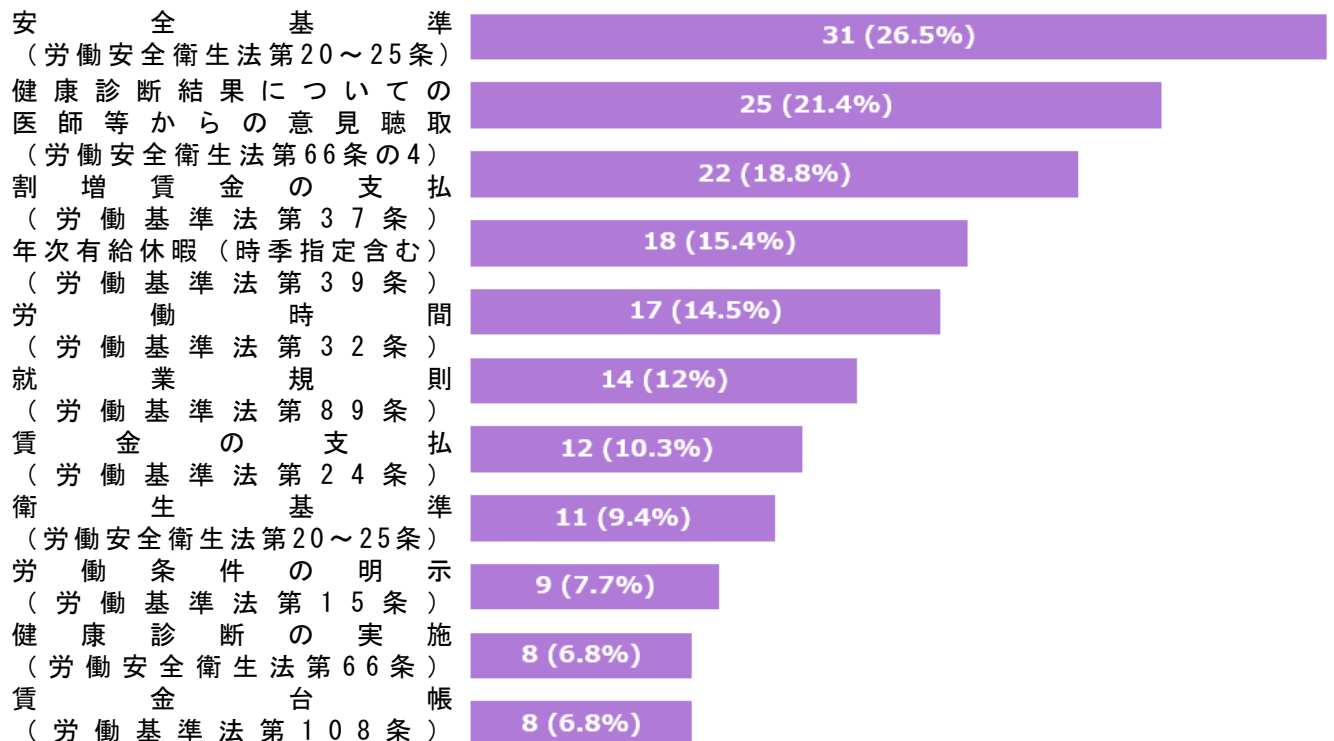
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況

1 京都労働局の監督指導の状況

- (1) 令和6年に京都労働局の管下労働基準監督署において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**117事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**79.5%**に当たる**93事業場**で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（26.5%）、②健康診断結果についての医師等からの聴取（21.4%）、③割増賃金の支払い（18.8%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
食料品製造	33	27 (81.8%)	安全基準 16 (48.5%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 9 (27.27%)	労働時間 7 (21.21%)
社会福祉 施設	11	8 (72.7%)	割増賃金の 支払い 4 (36.4%)	就業規則/ 賃金台帳 各 2 (18.2%)	
工業製品 製造	28	19 (67.86%)	衛生基準 9 (32.14%)	安全基準 8 (28.57%)	健康診断の実施 5 (17.86%)
建設	17	17 (100%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 7 (41.2%)	割増賃金の 支払い 6 (35.3%)	労働時間の把握 5 (29.4%)
農・畜産	2	2 (100%)	労働者名簿/年次有給休暇の時季指定/安全基準 各 1 (50%)		
<参考>	117	93	安全基準	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取	割増賃金の 支払い
全業種		(79.5%)	31 (26.5%)	25 (21.4%)	22 (18.8%)

＜注 1＞「主な業種」は、令和 6 年12月末時点における特定技能 1 号在留外国人が多い 5 分野（介護分野、工業製品製造分野、飲食物品製造分野、建設分野、農業分野）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注 2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

食料品製造・・・食料品製造業

社会福祉施設・・・社会福祉施設

工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

農・畜産・・・農業、畜産業

＜注 3＞違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注 4＞違反事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

事例 1

食品加工機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

労基署の指導

- 食料品製造業の工場内で、特定技能外国人が食肉加工機械に手指が巻き込まれて負傷する労働災害（休業1か月）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 特定技能外国人が食肉加工作業中、機械を停止せずに手指でプロペラ羽根に付着した肉片を除去しようとした際、羽根に手指が巻き込まれ負傷したものであったことから、是正勧告した。

会社の対応

- 外国人労働者に対し、通訳を介して機械操作マニュアルの周知を実施した。
- 監視カメラを追加設置し、監視・確認体制を強化するとともに、リーダーを1名増員して管理体制を整えた。

事例 2

違法な長時間労働や賃金控除等について指導

労基署の指導

- 金属製品製造業で働く特定技能外国人3名に対し、36協定の締結なく最長月128時間の時間外労働を行わせていたとして是正勧告した。
- 労使協定がないまま家賃等を違法に控除していたため、是正勧告を行った。
- また、定期健康診断を実施していなかったため、是正勧告を行った。

会社の対応

- 時間外・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、法令遵守の体制を整備した。また、協力企業への業務発注により社内負担を軽減し、時間外労働を月80時間以内に抑制した。
- 家賃等に関する賃金控除について、労使協定を締結した。
- 常時使用する労働者に対して、医師による定期健康診断を実施した。

3 労働基準監督署と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和6年に労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報（※2）した件数は9件、出入国在留管理機関から労働基準監督署へ通報（※3）された件数は0件である。

※2 労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報する事案

労働基準監督署において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 出入国在留管理機関から労働基準監督署へ通報する事案

出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案